

## 人員に関する基準

### 1 看護職員又は介護職員の配置

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員が配置されていない（不在の）時間帯がある日が確認された。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<p>○常に1以上の介護職員が確保されるよう、適切な人員を配置すること。 【居宅基準省令第175条第2項第2号ハ】</p>

## 2 生活相談員の配置

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の生活相談員が計画作成担当者を兼務していることで、常勤換算方法で1未満となり、人員基準を満たしていない。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活相談員は常勤換算方法で利用者の数※が100又はその端数を増すごとに1以上配置すること。              ※介護予防サービスの指定を併せて受け、同一の施設において一体的に運営されている場合は、介護予防サービスの利用者を含めた合計数が100又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>○ <u>養護老人ホーム等とは別に、特定施設入居者生活介護事業所として配置が必要。</u></li> <li>○ <u>計画作成担当者を兼務した場合、兼務を行う他の職務の常勤換算上には計画作成担当者の勤務時間数を算入できない</u>ことに留意すること。（ダブルカウント不可）</li> </ul> <p>【居宅基準省令第175条第1項第1号・第2項第1項（一般型）・居宅基準省令第192条の4第1項第1号・第2項第1項（外部サービス利用型）】</p>

運営に関する基準

1 受託居宅サービス事業者への委託

事例
<p>・ 受託居宅サービス事業者への受託契約書において、基準省令解釈通知に掲げる文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。</p>
指導内容・ポイント
<p>○受託居宅サービス事業者への委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約書について、次の必要事項を取り決める内容に見直した上で、委託契約を締結すること。</p> <p>イ 当該<u>委託の範囲</u></p> <p>ロ 当該委託に係る<u>業務の実施に当たり遵守すべき条件</u></p> <p>ハ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が居宅基準第12章第5節の<u>運営基準に従って適切に行われていること</u>を外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が<u>定期的に確認する旨</u></p> <p>ニ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し<u>指示を行い得る旨</u></p> <p>ホ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該<u>委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう</u>前号の<u>指示を行った場合</u>において、<u>当該措置が講じられたことを外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨</u></p> <p>ヘ 受託居宅サービス事業者が実施した当該<u>委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u></p> <p>ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>○この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を<u>再委託させてはならない。</u></p> <p>【居宅基準省令解釈通知 第3の十の2の3(4)①】</p>

## 2 特定施設サービス計画の作成

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が入居した日から約1か月の間、特定施設サービス計画を作成しないまま、サービス提供を行っている。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<p>○利用者が入居する際に、計画作成担当者が、<u>特定施設サービス計画原案について</u>、あらかじめ作成し、<u>利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、特定施設サービスの提供を開始すること。</u></p> <p>【居宅基準省令第184条】</p>

## 介護報酬

### 1 個別機能訓練加算

事例
<p>・ 特定施設サービス計画に個別機能訓練計画の内容を記載しているが、他項目と混在しており、個別機能訓練の目標、実施方法等が不明瞭である。</p>
指導内容・ポイント
<p>○ <u>特定施設サービス計画に個別機能訓練計画に相当する内容を記載する場合には、他記載事項と区分し、個別機能訓練の目標、実施方法、訓練内容等を明確に記載</u>すること。</p> <p>【施設報酬告示留意事項通知 第2の4(7)③】</p>

## 2 夜間看護体制加算

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度化した際の対応について、当該対応に係る指針が定められていない。</li> <li>・ 夜間における連絡体制・対応体制（オンコール体制）のマニュアル等を整備しているが、職員への周知については、ミーティングにおいてマニュアルを作成した旨だけを伝えていた。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>重度化した場合における対応に係る指針</u>を定めること。</li> <li>○ また、<u>入居の際にその内容を利用者又はその家族に説明し、同意を得る</u>こと。</li> <li>○ <u>夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）のマニュアル等</u>の整備されている取り決めについて、特定施設内研修等を通じ、<u>介護職員及び看護職員に対し周知</u>すること。</li> </ul> <p>【施設基準告示第23号ハ】</p> <p>【施設報酬留意事項通知第2の4(9)②ハ】</p>

### 3 口腔・栄養スクリーニング加算

#### 事例

・利用者の健康状態について、介護支援専門員に対し毎月報告を行っているが、スクリーニングにおいて確認すべき項目について、把握した内容が記録で確認できない。

#### 指導内容・ポイント

○6月ごとに行うスクリーニングにおいては、留意事項に記載のある確認項目について、確認した情報を記録するとともに、口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合や低栄養の状態の場合は、併せて、その改善に必要な情報も介護支援専門員へ提供すること。

〔留意事項に記載のある確認項目〕

イ 口腔スクリーニング

a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者

b 入れ歯を使っている者

c むせやすい者

ロ 栄養スクリーニング

a BMIが18.5未満である者

b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者

c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者

d 食事摂取量が不良（75%以下）である者

【大臣基準告示第42号の6】

【施設報酬告示留意事項通知 第2の4(13)②】

## 4 看取り介護加算

## 事例

- ・ 医師によって回復の見込みがないと診断された旨の記録が確認できない。
- ・ 入居の際に利用者又はその家族に対し、看取りに関する指針を説明し、同意を得ていない。
- ・ 看取り介護に関する計画を作成する際、医師、計画作成担当者しか関与していない。
- ・ 看取り介護に係る計画について、利用者又はその家族等から同意を得る前に加算を算定している。
- ・ 終末期における入所者の身体的な状態の変化、利用者及び家族の精神的な状態の変化やこれに対するケアの内容が、看取り介護計画に対応する形で適切に記載されておらず、看取り介護の実施状況を正確に確認することができない。
- ・ 看取り介護の事後検証等について、カンファレンスを実施していない。
- ・ 看取りに関する指針の見直しについて検討したことがない。
- ・ 看取りに関する研修を実施していない。



## 指導内容・ポイント

- 回復の見込みがないことを医師の診断により確認し、その記録を残しておくこと。
- 看取りに関する指針については、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
- 看取り介護に係る計画は、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、計画作成担当者等の多職種の者が共同して作成すること。
- 看取り介護に係る計画は、医師等が説明をし、当該計画について利用者又はその家族等から同意を得てから加算を算定すること。
- 計画に位置づけられたケアの実施に関する記録、利用者及び家族の様子の変化やケアの内容を適切に記録すること。
- 多職種の参加するカンファレンス等を通して、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行うこと。
- 看取りの実績等を踏まえ、適宜、指針の見直しを行うこと。
- 看取りに関する研修を実施し、その記録を残すこと。

【施設基準告示第24号イ】

【利用者等告示第29号】

【施設報酬告示留意事項通知 第2の4(16)②】